

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
要約版（案）

平成 25 年 5 月

南部広域行政組合

< 目 次 >

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定の基本的事項	2
(1) 計画の位置付け	2
(2) 構成市町の概要	3
(3) ごみ処理の現況及び課題	5
(4) 基本方針の策定	13
(5) 一般廃棄物（ごみ）排出量の予測（ごみの発生量及び処理量の見込み）	15
3. ごみ処理基本計画	17
(1) 排出抑制・再資源化計画	17
(2) 収集・運搬計画	18
(3) 中間処理計画	19
(4) 最終処分計画	20

1. 計画策定の趣旨

南部広域行政組合では、沖縄本島の南部地区 6 市町（糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町、以下、「南部地区 6 市町」という。）のごみ処理施設の建設に向けて取り組んできたところであり、平成 25 年 1 月に南城市に最終処分場を建設することを決定したところである。

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するもので、南部地区 6 市町のごみの減量や適正処理等について、長期的かつ総合的な視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本指針となるものである。

その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、住民の要望等を踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備等について検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討する。

2. 計画策定の基本的事項

(1) 計画の位置付け

① 計画対象区域

本計画の対象区域は、南部地区 6 市町の行政区域全域とする。

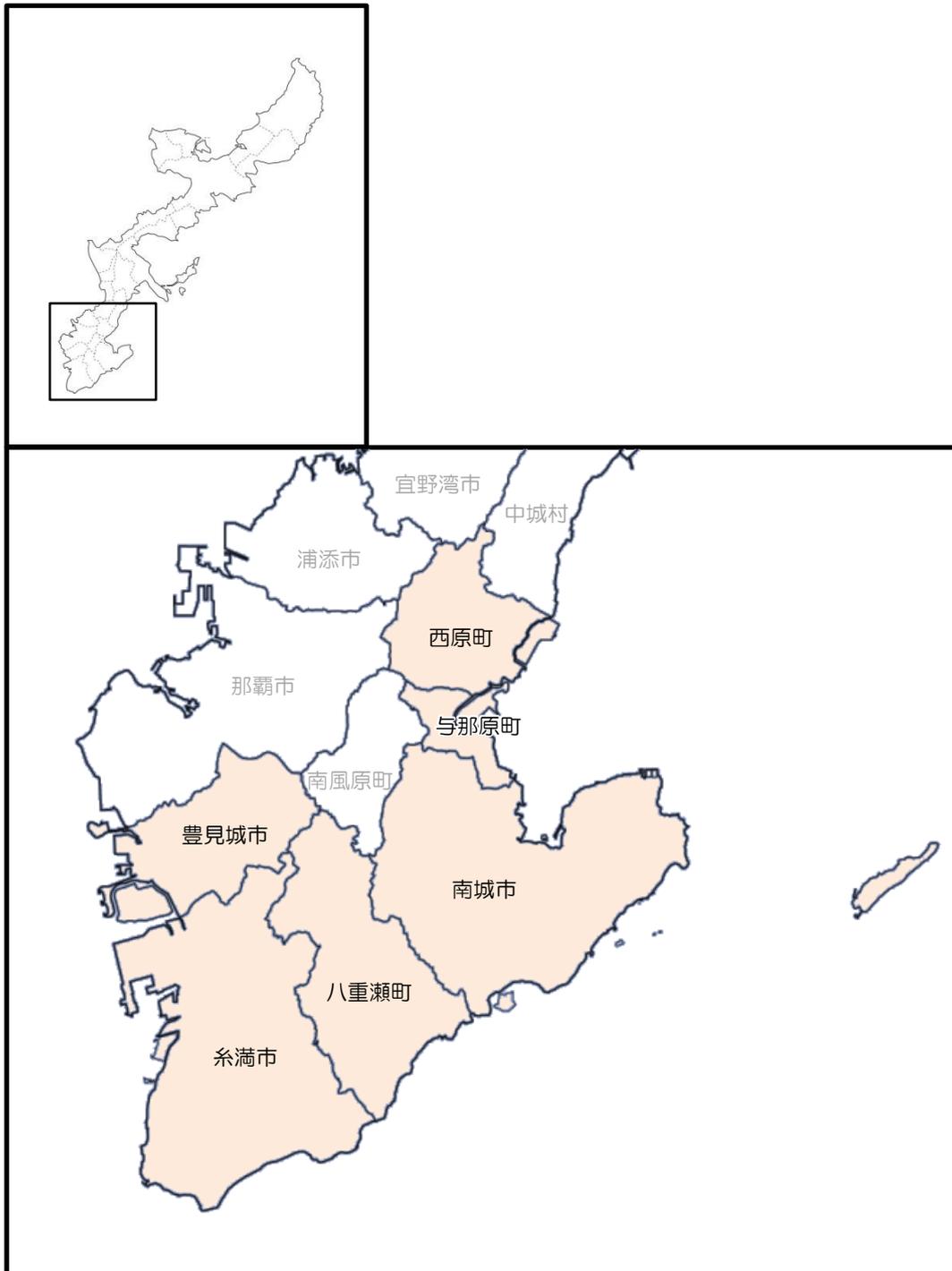


図-1 計画対象区域図

② 計画の範囲

本計画の範囲は、南部地区 6 市町から発生する一般廃棄物のうち、「ごみ」を対象とする。

(2) 構成市町の概要

南部地区 6 市町の概要を以下に示す。

① 人口動態・分布

南部地区 6 市町の人口動態・分布を表-1 及び図-2 に示す。平成 23 年度現在、南部地区 6 市町全体の人口は約 24 万人となっており、近年は増加傾向にある。

表-1 南部地区 6 市町の人口動態・分布

単位：人

市町名	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
糸 満 市	56,545	56,998	57,312	57,438	57,508	57,869	58,100	58,648	58,931	59,128
豊見城市	51,332	51,843	52,441	53,099	53,884	54,832	55,813	56,638	57,696	58,689
南 城 市 ^{※1}	40,707	40,795	40,925	40,728	40,737	40,504	40,500	40,670	40,809	41,217
八重瀬町 ^{※2}	26,175	26,190	26,189	26,457	26,498	26,595	26,836	27,163	27,532	27,901
与那原町	15,352	15,450	15,639	15,639	15,630	15,720	15,690	16,027	16,651	17,979
西 原 町	32,888	33,195	33,555	33,700	34,325	34,719	34,427	34,937	35,095	35,163
合 計	222,999	224,471	226,061	227,061	228,582	230,239	231,366	234,083	236,714	240,077

※1 南城市のH14～H16の値は、旧構成町村である「佐敷町」「知念村」「玉城村」及び「大里村」の合計値である。

※2 八重瀬町のH14～H16の値は、旧構成町村である「東風平町」「具志頭村」の合計値である。

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省（各年度 10 月 1 日現在の人口）

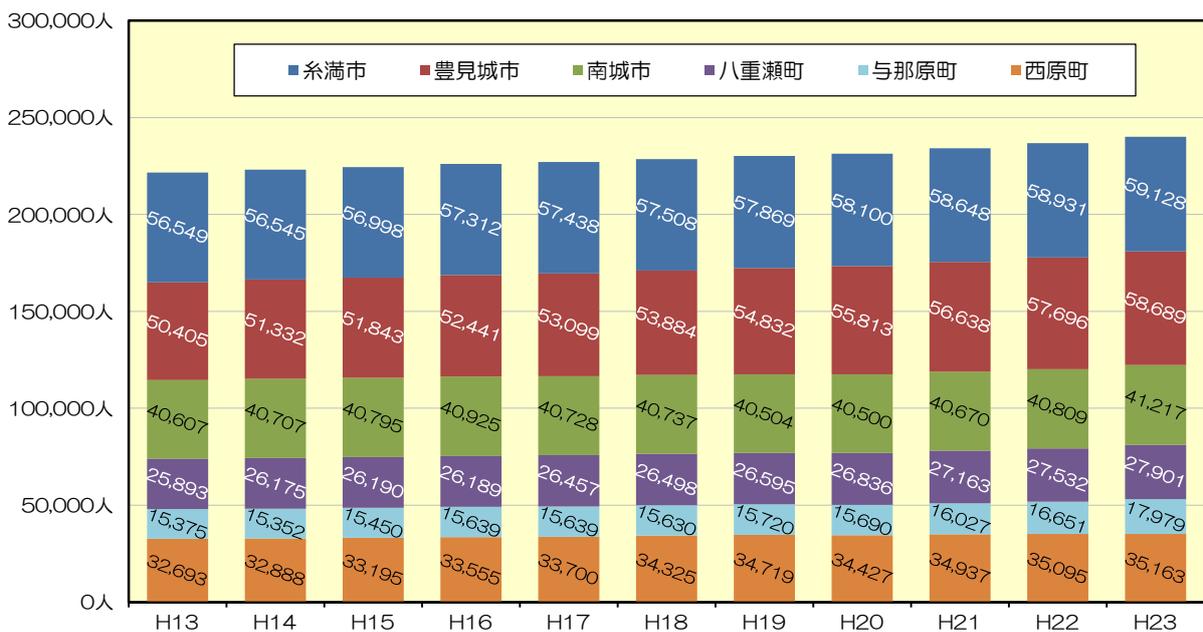


図-2 南部地区 6 市町の人口動態・分布

② 産業

南部地区 6 市町の事業所の推移を表-2 及び図-3 に示す。

南部地区 6 市町の事業所数は、平成 16 年度以降増加する傾向を示している。

表-2 南部地区 6 市町の事業所数の推移

単位：事業所

市町名 調査年月日	H13 H13.10.1	H16 H16.6.1	H18 H18.10.1	H21 H21.7.1	H24 H24.2.1
糸 満 市	2,444	2,273	2,436	2,492	2,425
豊見城市	1,583	1,548	1,769	1,948	2,164
南 城 市 ^{※1}	1,484	1,365	1,364	1,320	1,284
八重瀬町 ^{※2}	780	719	700	795	762
与那原町	905	779	755	731	733
西 原 町	1,225	1,218	1,346	1,354	1,343
合 計	8,421	7,902	8,370	8,640	8,711

※1 南城市の H13、H16 の値は、旧構成町村である「佐敷町」「知念村」「玉城村」及び「大里村」の合計値である。

※2 八重瀬町の H13、H16 の値は、旧構成町村である「東風平町」「具志頭村」の合計値である。

資料：平成 13、16、18 年は「事業所・企業統計調査」総務省、
平成 21、24 年は「経済センサス」総務省

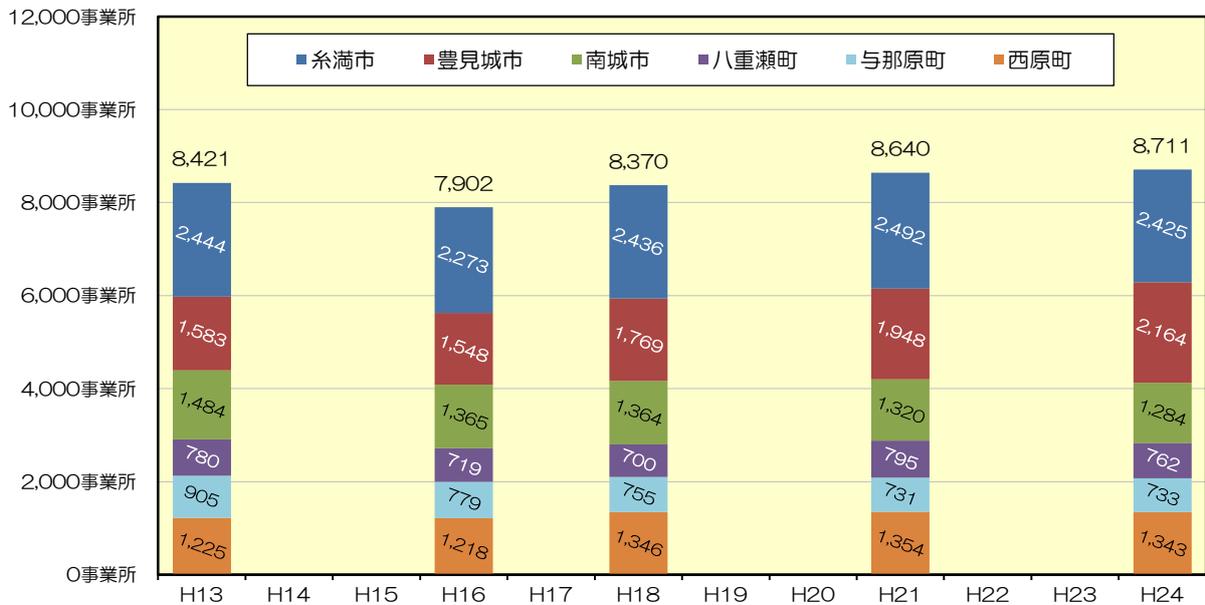


図-3 南部地区 6 市町の事業所数の推移

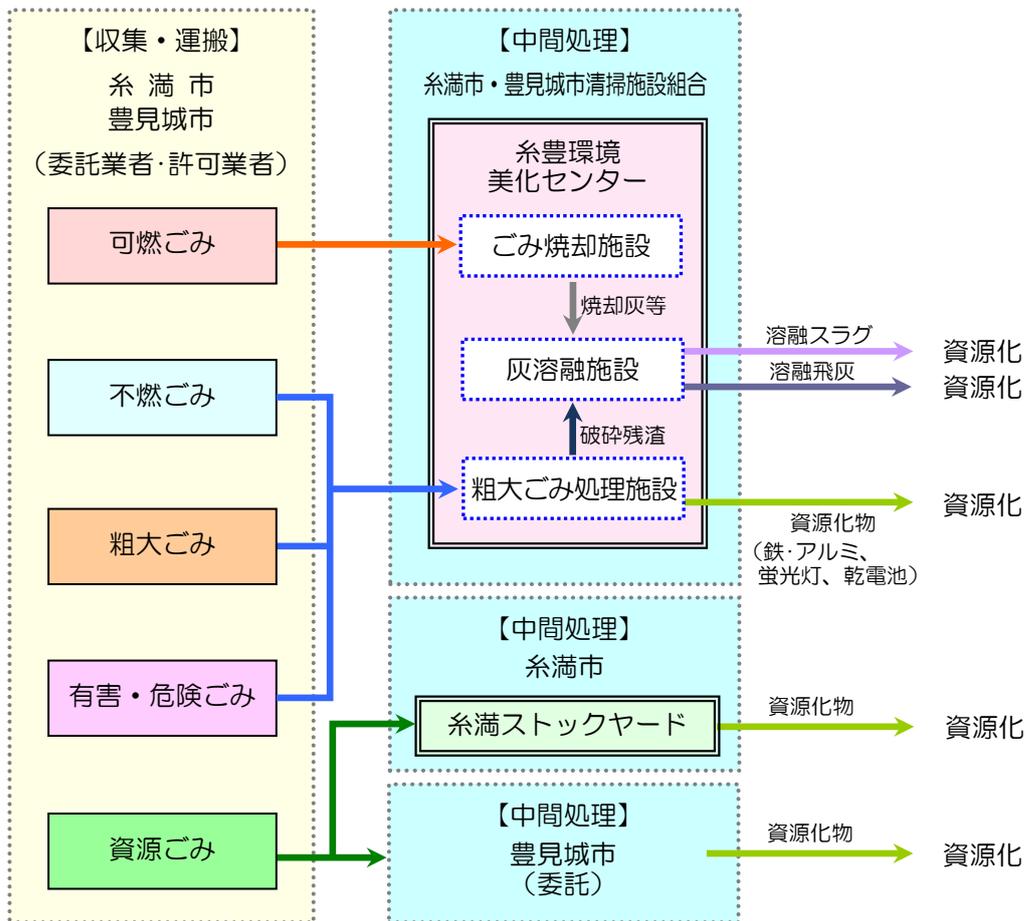
(3) ごみ処理の現況及び課題

① ごみ処理体制

南部地区 6 市町のごみ処理体制を以下に示す。なお、南部地区 6 市町は、廃棄物処理事業に係る一部事務組合を設立しており、糸満市及び豊見城市が糸満市・豊見城市清掃施設組合、南城市（玉城、知念、大里）及び八重瀬町が島尻消防、清掃組合、南城市（佐敷）、与那原町及び西原町が東部清掃施設組合においてごみの焼却処理等の中間処理を行っている。

ア. 糸満市・豊見城市清掃施設組合（糸満市、豊見城市）

糸満市及び豊見城市は、ごみの収集・運搬をそれぞれの市で実施しており、中間処理は、両市において設立した糸満市・豊見城市清掃施設組合において行っている。その処理体制は図-4 に示すとおりである。

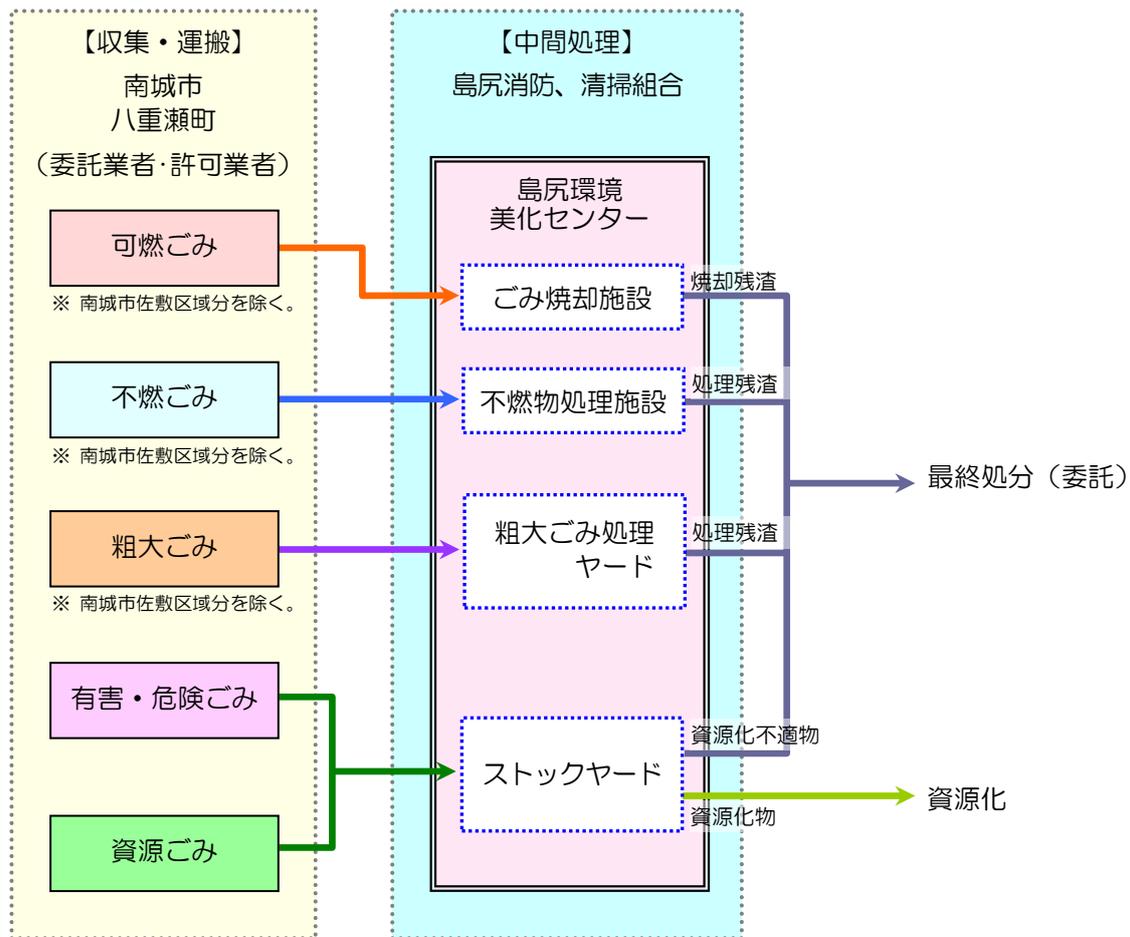


※ ごみの分別区分の名称は一般的な名称で記載しており、各市の分別区分の名称とは異なる。

図-4 糸満市及び豊見城市のごみ処理体制

イ. 島尻消防、清掃組合（南城市、八重瀬町）

南城市及び八重瀬町は、ごみの収集・運搬をそれぞれの市町で実施しており、中間処理は、両市町において設立した島尻消防、清掃組合において行っている。その処理体制は図-5 に示すとおりである。なお、南城市の佐敷区域については、資源ごみのみを本組合で処理している。

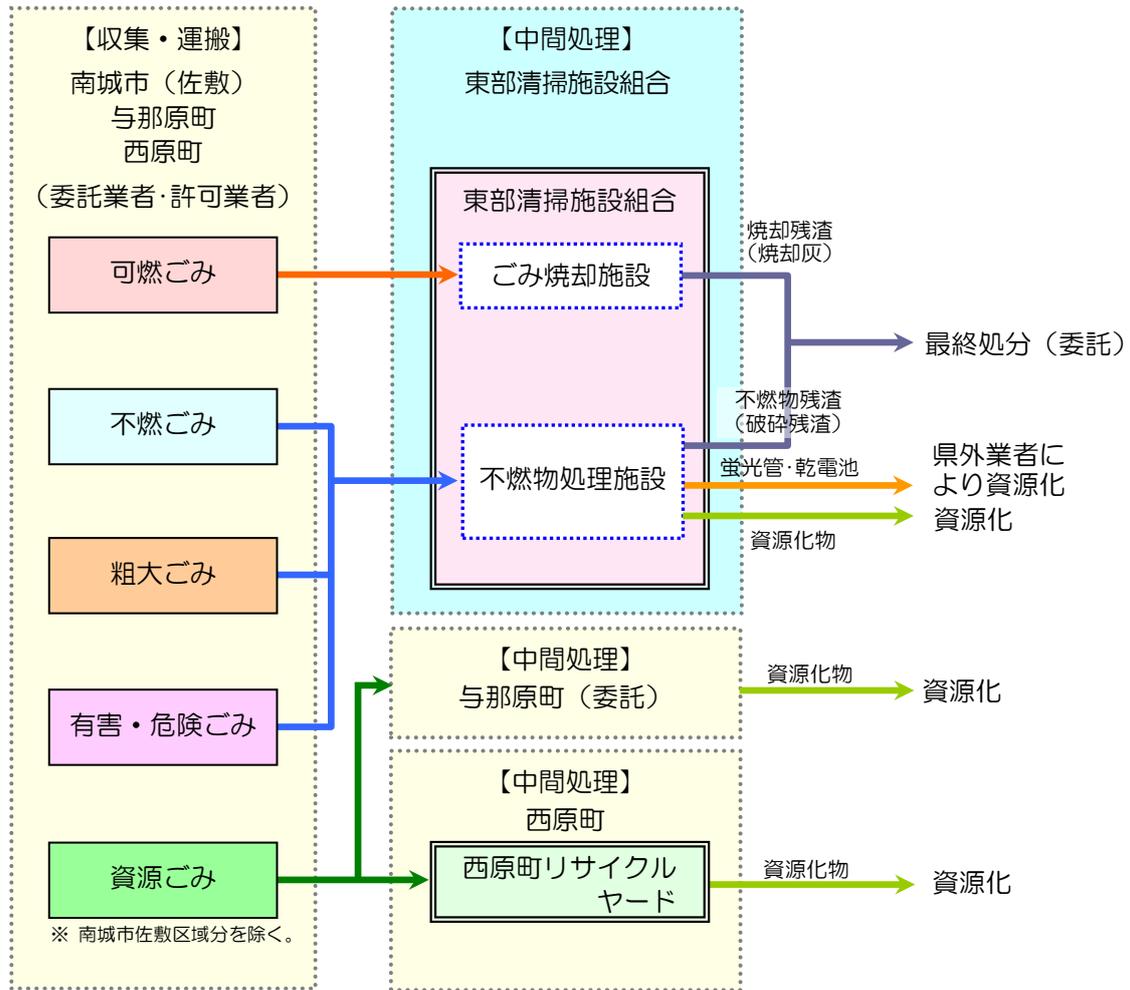


※ ごみの分別区分の名称は一般的な名称で記載しており、各市町の分別区分の名称とは異なる。

図-5 南城市及び八重瀬町のごみ処理体制

ウ. 東部清掃施設組合（南城市（佐敷）、与那原町、西原町）

南城市（佐敷）、与那原町及び西原町は、ごみの収集・運搬をそれぞれの市町で実施しており、中間処理は、それぞれの市町において設立した東部清掃施設組合において行っている。その処理体制は図-6 に示すとおりである。なお、南城市の佐敷区域については、可燃ごみ、不燃ごみ及び粗大ごみの処理を本組合で行っており、資源ごみについては、島尻消防、清掃組合にて処理を行っている。



※ ごみの分別区分の名称は一般的な名称で記載しており、各市町の分別区分の名称とは異なる。

図-6 南城市（佐敷）、与那原町及び西原町のごみ処理体制

② ごみ処理の実績

ア. 排出形態別ごみ量

南部地区 6 市町の排出形態別ごみ量の推移を表-3 及び図-7 に示す。

南部地区 6 市町全体としては、事業系ごみの占める割合が年々増加する傾向を示している。

表-3 南部地区 6 市町の排出形態別ごみ量の推移 単位：t/年（各上欄、合計欄）

項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
家庭系ごみ	51,066	48,340	47,951	47,029	45,542	45,615	43,053	44,390	44,431	45,766
	72.2%	70.1%	70.5%	70.0%	68.6%	67.2%	67.7%	68.0%	67.0%	66.3%
事業系ごみ	19,698	20,594	20,072	20,199	20,817	22,309	20,532	20,879	21,873	23,299
	27.8%	29.9%	29.5%	30.0%	31.4%	32.8%	32.3%	32.0%	33.0%	33.7%
ごみ総排出量	70,764	68,934	68,023	67,228	66,359	67,924	63,585	65,269	66,304	69,065

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

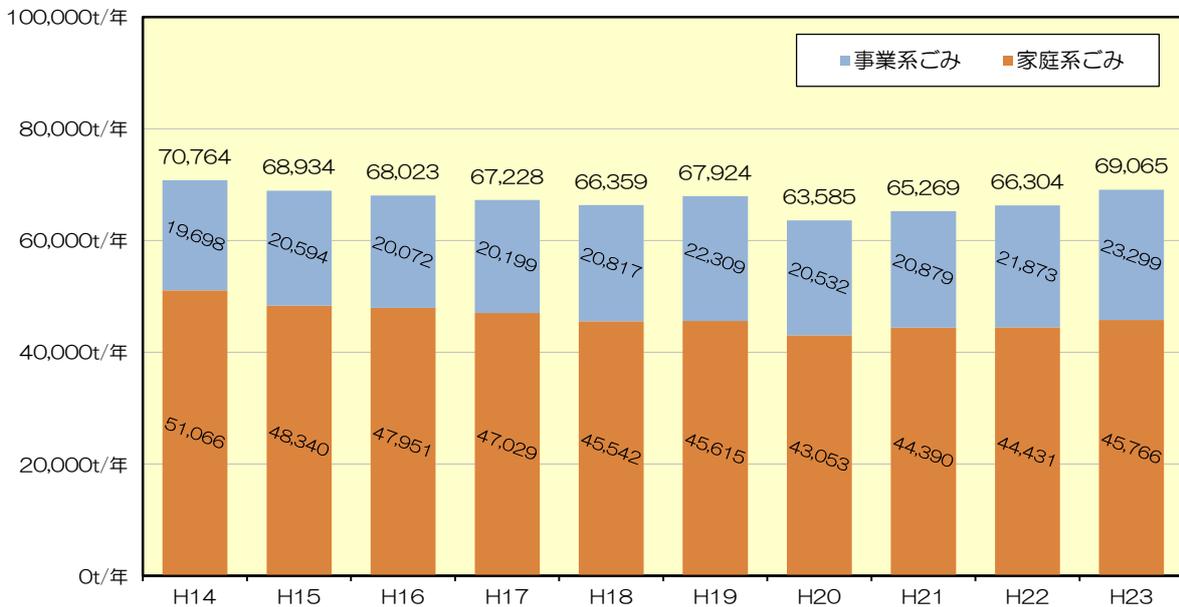


図-7 南部地区 6 市町の排出形態別ごみ量の推移

イ. ごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）の推移

南部地区6市町のごみ総排出量と1人1日当たりごみ排出量（排出原単位）の推移を表-4及び図-8に示す。

南部地区6市町全体としては、事業系ごみの占める割合が年々増加する傾向を示している。

表-4 南部地区6市町のごみの総排出量と排出原単位

項目	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
ごみ総排出量 (t/年)	70,764	68,934	68,023	67,228	66,359	67,924	63,585	65,269	66,304	69,065
1人1日当たり ごみ排出量 (g/人・日)	869	839	824	811	795	806	753	764	767	786

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

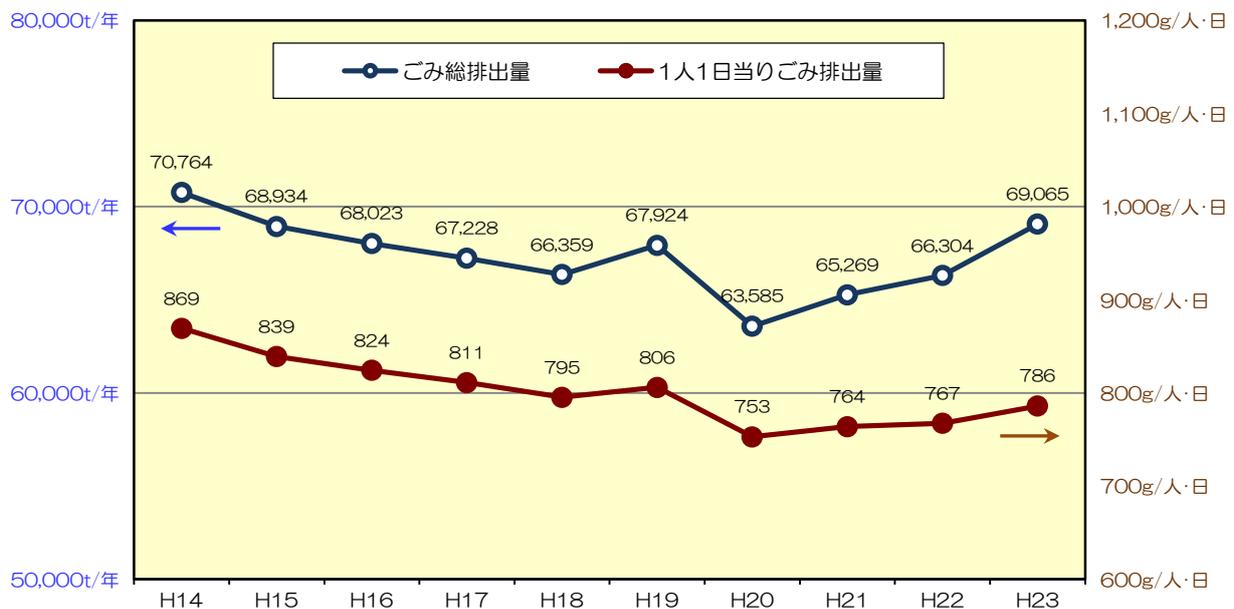


図-8 南部地区6市町の排出形態別ごみ量の推移

ウ. ごみの処理状況

南部地区 6 市町のごみの処理状況の推移を表-5 及び図-9 に示す。

南部地区 6 市町全体の直接焼却量の割合は、9 割弱で推移しており、平成 23 年度は 86.4%となっている。資源化等の中間処理量の割合は平成 19 年度以降は 7%前後で推移しており、平成 23 年度は 7.7%となっている。直接資源化量はおおむね増加する傾向にあり、平成 23 年度は 5.9%となっている。直接最終処分量は平成 19 年度以降行っていない。

表-5 南部地区 6 市町のごみの処理状況の推移 単位：t/年(各上欄、合計欄)

年度 区分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
直接焼却量	59,699 85.1%	57,143 82.8%	56,861 83.5%	56,666 83.9%	58,766 88.6%	59,149 86.3%	57,822 89.0%	57,883 88.7%	58,838 88.7%	59,660 86.4%
資源化等の 中間処理量	7,313 10.4%	9,662 14.0%	9,410 13.8%	9,083 13.5%	6,519 9.8%	5,171 7.5%	4,408 6.8%	4,427 6.8%	4,480 6.8%	5,323 7.7%
直接資源化量	2,546 3.6%	2,063 3.0%	1,734 2.5%	1,659 2.5%	952 1.4%	4,250 6.2%	2,705 4.2%	2,934 4.5%	2,997 4.5%	4,077 5.9%
直接最終処分量	553 0.8%	114 0.2%	103 0.2%	118 0.2%	122 0.2%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%	0 0%
合 計	70,111	68,982	68,108	67,526	66,359	68,570	64,935	65,244	66,315	69,060

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

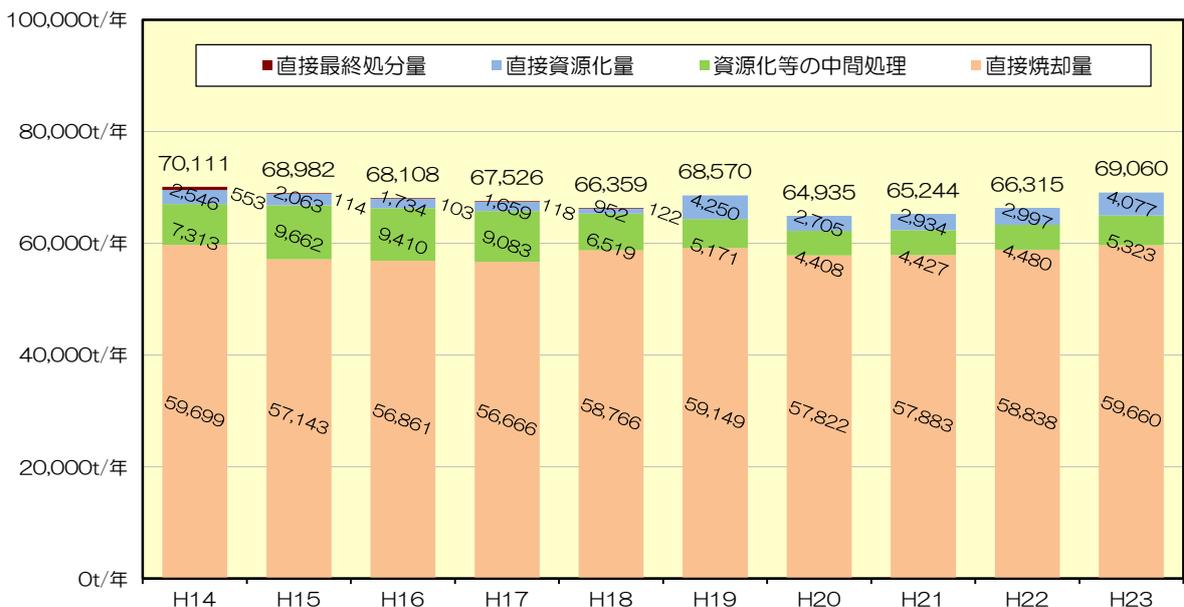


図-9 南部地区 6 市町のごみの処理状況の推移

工. 資源化の状況

南部地区 6 市町の資源化の状況の推移を表-6 及び図-10 に示す。

南部地区 6 市町全体の資源化の状況は、平成 14 年度から平成 22 年度にかけては、9%から 12%の範囲で増減しながら推移していたが、平成 23 年度には 17.0%と大幅に増加している。これは、糸満市・豊見城市清掃施設組合において焼却残渣の熔融処理に伴うスラグの資源化を開始したことによるものである。

表-6 南部地区 6 市町の資源化の状況の推移

単位：t/年

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
区分	市町等による ごみの資源化量										
	中間処理後 再生利用量	3,933	6,579	6,414	5,780	5,060	3,990	3,229	3,305	3,338	7,698
	直接資源化量	2,546	2,063	1,734	1,659	952	4,250	2,705	2,934	2,997	4,077
	小計	6,479	8,642	8,148	7,439	6,012	8,240	5,934	6,239	6,335	11,775
	集団回収量	928	871	596	798	223	202	102	109	129	78
	資源化量合計	7,407	9,513	8,744	8,237	6,235	8,442	6,036	6,348	6,464	11,853
	ごみの総処理量	70,764	68,934	68,023	67,228	66,359	67,924	63,585	65,269	66,304	69,065
	再生利用率①※1 (集団回収含む)	10.3%	13.6%	12.7%	12.1%	9.4%	12.4%	9.5%	9.7%	9.7%	17.1%
	再生利用率②※2 (集団回収除く)	9.2%	12.5%	12.0%	11.1%	9.1%	12.1%	9.3%	9.6%	9.6%	17.0%

※1 再生利用率① = (市町等によるごみの資源化量 + 集団回収量) / (ごみの総処理量 + 集団回収量) × 100

※2 再生利用率② = (市町等によるごみの資源化量) / (ごみの総処理量) × 100

資料：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省

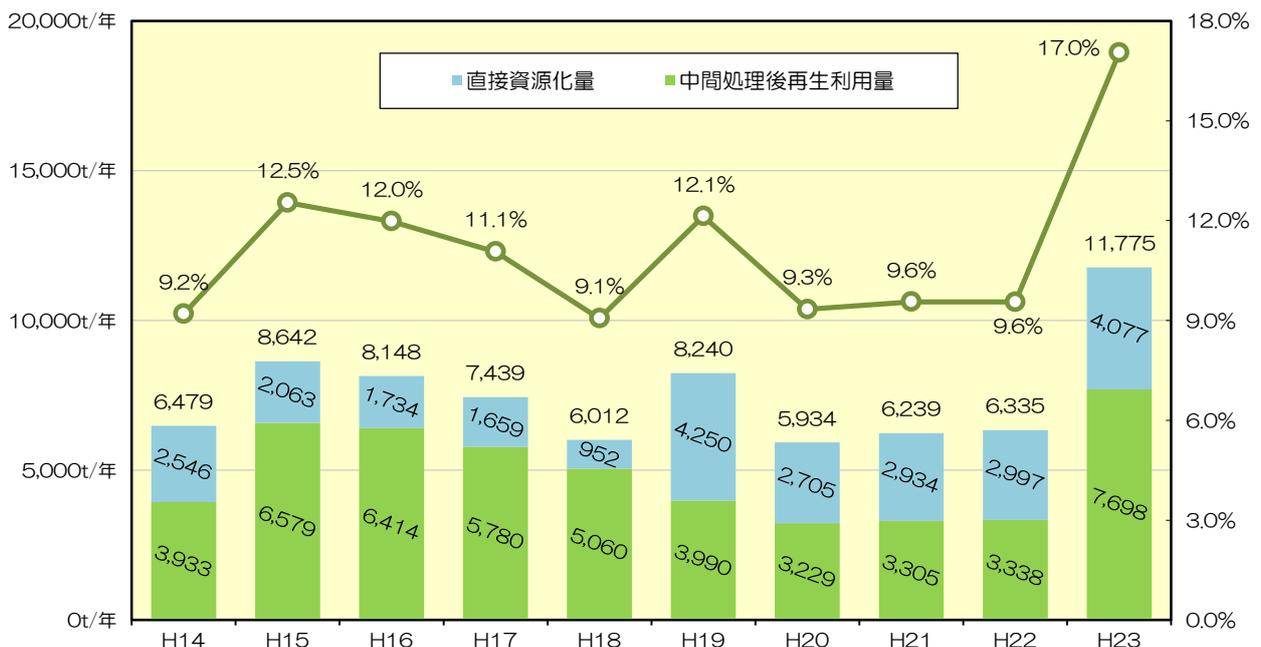


図-10 南部地区 6 市町の資源化の状況の推移 (集団回収除く)

③ 現況の分析（課題の抽出）

ア. 排出抑制に関する課題

- a. 意識啓発活動を、さらに推進する必要がある。
- b. 環境教育を、さらに推進する必要がある。
- c. 販売業者等に対し、さらに過剰包装の抑制を働きかける必要がある。
- d. マイバグの普及を、さらに推進する必要がある。
- e. 生ごみの資源化を、さらに推進する必要がある。
- f. 木枝の資源化を、さらに推進する必要がある。
- g. 廃食油のリサイクルを、さらに推進する必要がある。
- h. 不要品等の流通網の活性化を図る必要がある。

イ. 収集・運搬に関する課題

- a. ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
- b. 集合住宅等管理者に対し、分別排出の指導を徹底する必要がある。
- c. 排出日・排出時間の厳守を徹底する必要がある。
- d. 家電リサイクル法・パソコンリサイクル法等の周知を徹底する必要がある。
- e. 指定ごみ袋等の料金について適宜検討し、適正料金を維持する必要がある。
- f. 収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- g. 在宅医療廃棄物の収集等について、関係機関と収集体制等を協議する必要がある。
- h. 資源化物の抜き取りを防止する必要がある。

ウ. 中間処理に関する課題

- a. 中間処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）、適正な維持管理について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。
- b. ごみ処理コストの低減（燃料、電気使用量の低減の取り組み等）について継続的に取り組み、さらに推進する必要がある。

エ. 最終処分に関する課題

- a. 南部地区 6 市町は、最終処分場を保有していないことから、中間処理後の残渣等の最終処分は委託しており、安定かつ適正な廃棄物処理を行っていくためにも、最終処分場を整備する必要がある。

(4) 基本方針の策定

① 基本方針

南部地区 6 市町においては、「循環型社会」の形成に向け、ごみとなるものは断り（リフューズ）、ごみの発生を抑制し（リデュース）、製品等の再使用（リユース）に努め、資源として再生可能なものについては再生利用（リサイクル）を図る「4R」を推進するものとする。

「循環型社会」の形成に向けた今後のごみ処理に関する基本方針を以下のように定めるものとする。

<基本方針>

- ① ごみの排出抑制の推進
- ② ごみの資源化の推進
- ③ ごみの適正処理・処分の推進

② 達成目標（減量化目標）

南部地区 6 市町のごみの減量化目標は、「沖縄県廃棄物処理計画（第三期）」（平成 23 年 3 月）に準じて設定する。

排出量の目標としては、平成 23 年度の実績値（786g/人・日）に対し、平成 34 年度において、1 人 1 日当たりのごみ排出量で 5%削減するものとし、747g/人・日と設定する。なお、資源化量を除いたごみ量に対しては約 11%の削減となる。

また、再生利用率については、平成 23 年度の 17%を、平成 34 年度に 22%まで増加することを目標とする。

最終処分量については、上記の排出量及び再生利用率の目標を達成することにより、排出量の 8%（沖縄県の目標値）を下回ることが見込まれる。

【南部地区 6 市町の一般廃棄物の減量化目標値】

項 目	平成 23 年度 実績 値	平成 34 年度 目 標 値
排 出 量	69,065 トン/年 (786 g/人・日)	71,130 トン/年 (747 g/人・日)
再生利用率	11,775 トン/年 (17%)	15,726 トン/年 (22%)
最終処分量*	5,678 トン/年 (8.2%)	4,885 トン/年 (6.9%)

※ 最終処分量の目標値の欄には、排出量及び再生利用率の目標を共に達成した場合の最終処分量の見込みを示している。

③ 目標年次

本計画の目標年次は、平成 25 年度を初年度とし、10 年後の平成 34 年度とする。平成 34 年度における南部地区 6 市町の将来の姿を想定し、地域の特性を活かしつつ、目標年次における理想とする一般廃棄物処理行政の確立を目指すものとする。

(5) 一般廃棄物（ごみ）排出量の予測（ごみの発生量及び処理量の見込み）

① 収集人口の予測

南部地区 6 市町の行政人口については、平成 14 年度から平成 23 年度の実績に基づきトレンド法にて予測を行った。その予測結果を表-7 及び図-6 に示す。

表-7 南部地区 6 市町の行政人口の予測結果

年度	糸満市	豊見城市	南城市*1	八重瀬町*2	与那原町	西原町	6 市町計
平成 14 年度	56,545	51,332	40,707	26,175	15,352	32,888	222,999
平成 15 年度	56,998	51,843	40,795	26,190	15,450	33,195	224,471
平成 16 年度	57,312	52,441	40,925	26,189	15,639	33,555	226,061
平成 17 年度	57,438	53,099	40,728	26,457	15,639	33,700	227,061
平成 18 年度	57,508	53,884	40,737	26,498	15,630	34,325	228,582
平成 19 年度	57,869	54,832	40,504	26,595	15,720	34,719	230,239
平成 20 年度	58,100	55,813	40,500	26,836	15,690	34,427	231,366
平成 21 年度	58,648	56,638	40,670	27,163	16,027	34,937	234,083
平成 22 年度	58,931	57,696	40,809	27,532	16,651	35,095	236,714
平成 23 年度	59,128	58,689	41,217	27,901	17,979	35,163	240,077
平成 24 年度	59,284	59,355	41,232	28,093	18,181	35,667	241,812
平成 25 年度	59,534	60,275	41,247	28,285	18,393	35,933	243,667
平成 26 年度	59,780	61,206	41,262	28,477	18,608	36,198	245,531
平成 27 年度	60,025	62,149	41,277	28,670	18,823	36,464	247,408
平成 28 年度	60,268	63,102	41,292	28,863	19,039	36,730	249,294
平成 29 年度	60,509	64,067	41,307	29,058	19,257	36,996	251,194
平成 30 年度	60,748	65,042	41,322	29,253	19,477	37,262	253,104
平成 31 年度	60,985	66,028	41,337	29,449	19,698	37,530	255,027
平成 32 年度	61,220	67,024	41,352	29,645	19,921	37,797	256,959
平成 33 年度	61,455	68,030	41,368	29,842	20,144	38,065	258,904
平成 34 年度	61,687	69,045	41,383	30,040	20,370	38,333	260,858

※1 南城市の平成 14 年度～平成 16 年度の値は、旧構成町村である「佐敷町」「知念村」「玉城村」及び「大里村」の合計値である。

※2 八重瀬町の平成 14 年度～平成 16 年度の値は、旧構成町村である「東風平町」「具志頭村」の合計値である。

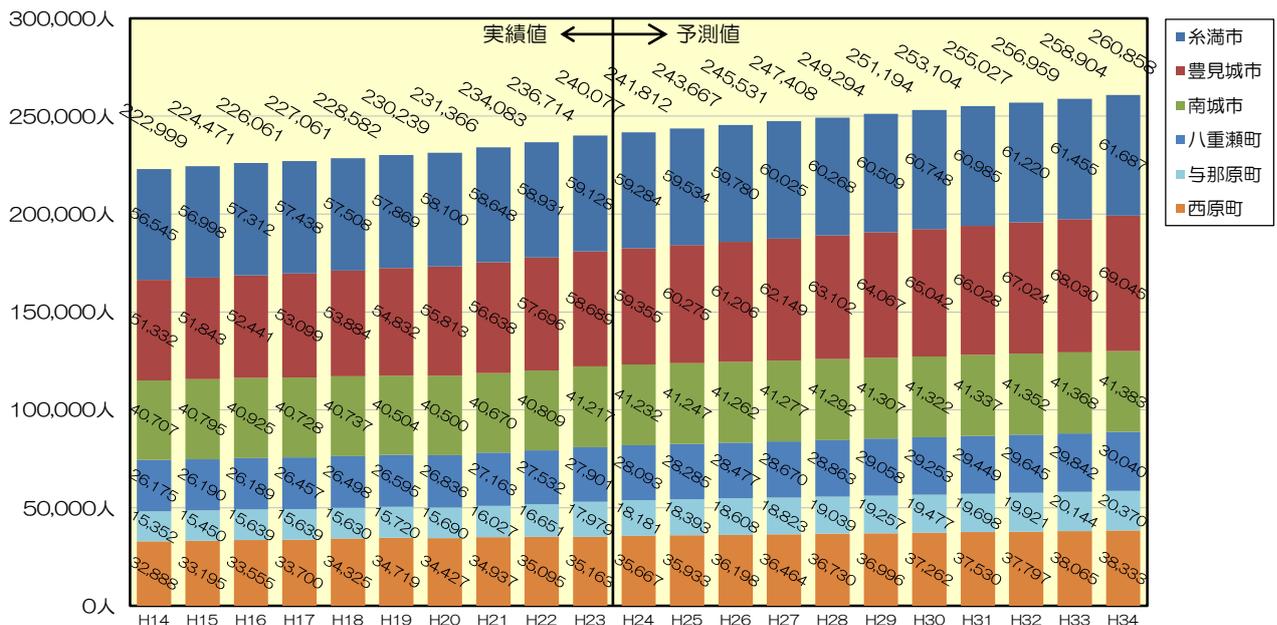


図-11 南部地区 6 市町の行政人口の予測結果

② 発生量及び処理量の見込み

ア. 現状と同程度の排出原単位を維持した場合の発生量等の見込み

平成23年度のごみ排出原単位で将来にわたってごみを排出する場合のごみ量の見込みと減量化目標値を表-8及び図-12に示す。

表-8 南部地区6市町のごみ排出実績及び発生見込み量、目標達成時のごみ量

	年 度	H23と同水準のごみ量を住民が排出し続けた場合の発生見込み量	減量化目標値
実績値	平成14年度	70,764	—
	平成15年度	68,934	—
	平成16年度	68,023	—
	平成17年度	67,228	—
	平成18年度	66,359	—
	平成19年度	67,924	—
	平成20年度	63,585	—
	平成21年度	65,269	—
	平成22年度	66,304	—
	平成23年度	69,065	—
予測値・減量化目標値	平成24年度	69,373	69,077
	平成25年度	69,906	69,299
	平成26年度	70,440	69,498
	平成27年度	71,173	69,903
	平成28年度	71,520	69,906
	平成29年度	72,065	70,137
	平成30年度	72,613	70,329
	平成31年度	73,365	70,733
	平成32年度	73,719	70,727
	平成33年度	74,277	70,970
	平成34年度	74,838	71,130

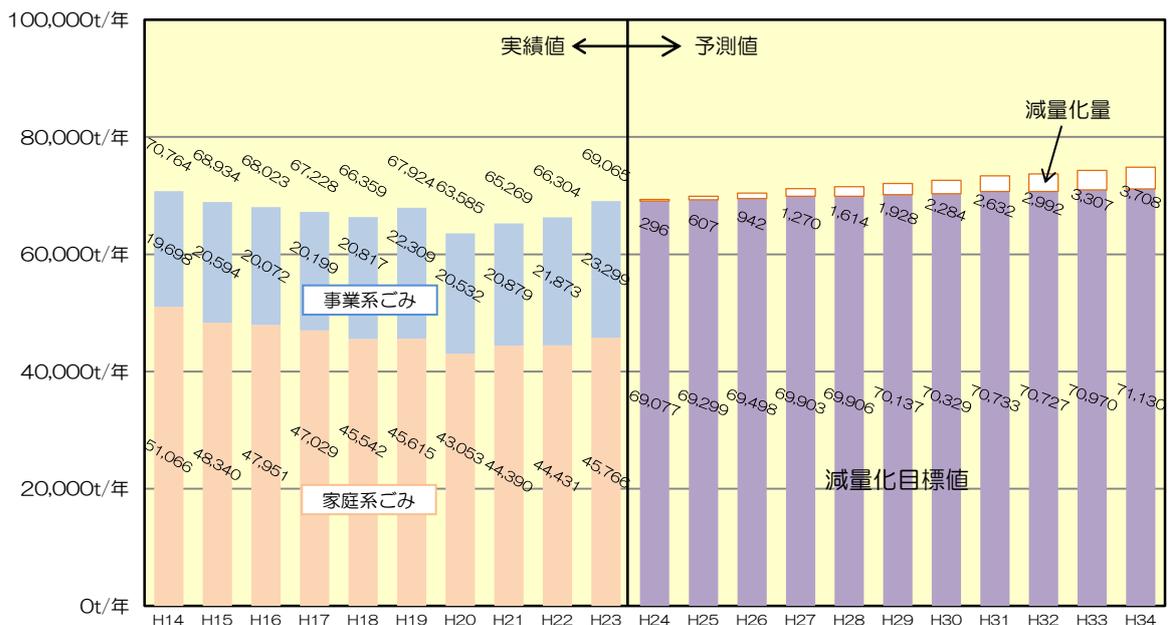


図-12 南部地区6市町のごみ排出実績及び発生見込み量、目標達成時のごみ量

3. ごみ処理基本計画

(1) 排出抑制・再資源化計画

① 排出抑制・再資源化の方法

南部地区6市町のごみの排出量は、1人1日当たり786g（平成23年度実績値）となっており、沖縄県平均値（825g、平成22年度実績値）よりも低い水準となっており、沖縄県内においては、比較的減量化が進んでいる地域といえる。

南部地区6市町では、今後ごみの排出抑制及び再資源化を推進するため、市町、住民、事業者の協働のもと、以下の施策を推進していく。

ア. 市町の役割

- a. ごみ処理有料化の継続実施
- b. 環境教育、普及啓発の充実
- c. マイバッグ運動の推進
- d. 生ごみ処理機等の購入助成
- e. 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底
- f. 容器包装廃棄物の排出抑制
- g. リターナブルびん等のリターナブル容器の利用促進
- h. 環境物品等の使用促進

イ. 住民の役割

- a. 分別排出の徹底
- b. 生ごみ等の堆肥化
- c. 住民団体による集団回収の促進等
- d. 容器包装廃棄物の排出抑制
- e. リターナブルびんを始めとする環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- f. 計画的な消費活動

ウ. 事業者の役割

- a. 発生源における排出抑制
- b. 過剰包装の抑制
- c. 流通包装廃棄物の排出抑制、リターナブル容器の利用・回収の促進と使い捨て容器の使用抑制
- d. 環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制等
- e. 食品廃棄物の排出抑制

② 再資源化施設の概要

南部地区 6 市町における再資源化は、各市町及び各組合において行われており、今後も当該施設を継続使用するものとする。

なお、将来的には、リデュースやリユース等の拠点となるリサイクルプラザ（啓発施設）や有機性廃棄物の資源化を図る堆肥化施設等の整備について検討を行うことも必要である。

(2) 収集・運搬計画

① 収集・運搬に関する目標

ごみの収集・運搬については、各市町において実施していくものとする。

また、ごみ処理の効率化のため、各市町のごみの分別区分の統一を図っていくものとする。

さらに、それぞれの市町においては、分別の徹底に係る意識啓発やアルミ缶類や紙類の抜き取り防止に取り組んでいくものとする。

② 収集区域

収集区域は、南部地区 6 市町の行政区域全域とする。

③ 収集・運搬の方法

ア. ごみの分別区分

ごみの分別区分については、各市町において設定を行うものとするが、今後の広域的なごみ処理範囲の拡大を見据え、将来的には統一を図っていくものとする。なお、南部地区 6 市町における現状のごみの分別区分に大きな違いはなく、各市町ほぼ同様のごみの分別区分になっている。

表-9 南部地区 6 市町の将来のごみの分別区分（案）

分別区分		各分別区分のごみの具体例
可燃ごみ		生ごみ、草木類、プラスチック類、紙くず等
不燃ごみ		金属類、ガラス類、陶器類、小型の電化製品等
資源ごみ	紙・布類	新聞紙、本類、ダンボール、牛乳パック等
	缶類	アルミ缶、スチール缶
	びん類	リターナブルびん、ワンウェイびん
	ペットボトル	飲料用、調味料用
粗大ごみ		家具類、自転車、大型電化製品等
有害・危険ごみ		蛍光灯、水銀体温計、刃物、割れガラス等

イ. 収集方式

ごみの収集方式については、各市町において設定を行っていくものとする。

なお、南部地区 6 市町の主な収集方式は、家庭系ごみは門口収集方式となっており、収集容器については、もえるごみ、もえないごみ・危険ごみについては指定袋による収集を行っている。資源ごみについては透明の市販袋またはかごによる収集を行っている。粗大ごみについては、粗大ごみ処理券の貼付による回収を行っている。

また、事業系ごみについては、事業者と許可業者との契約による収集を行っている。

(3) 中間処理計画（再生利用を含む。）

中間処理は、ごみを減容化するための焼却・溶融処理や資源化のための破碎、圧縮、成形等の処理を行うことであり、ごみ処理の重要な過程である。

現在、南部地区 6 市町では、一部事務組合ごとにごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設を整備し、また、市町ごとに資源ごみのストックヤード施設等を整備・確保し、中間処理を行っている。

今後は、島尻環境美化センター敷地を含む用地への南部地区 6 市町の最終処分場建設を予定しており、島尻環境美化センターのごみ焼却施設を廃止し、ごみ処理施設の一部統合を図っていくものとする。

また、各一部事務組合や各市町にて保有する中間処理施設については、今後も適正な維持管理に努め、施設の長寿命化を図りつつ、継続して使用していくものとする。

① 中間処理の方法

可燃ごみについては、焼却処理または溶融処理を行っていくものとする。

不燃ごみ及び粗大ごみについては、破碎処理及び金属類の回収等を行い、処理残渣については焼却処理または埋立処理を行っていくものとする。

有害・危険ごみについては、各施設において選別を行った上で、品目ごとに適正処理を行っていくものとする。

② 中間処理施設の概要

南部地区 6 市町におけるごみの中間処理は、当面は各一部事務組合及び各市町にて保有する中間処理施設にて行っていくものとする。

表-10 南部地区 6 市町の間処理施設

市町名 または 一部事務組合名	構成市町名	中間処理施設	施設規模等	処理対象廃棄物
糸満市	—	糸満市ストックヤード	約 630m ²	資源ごみ
西原町	—	西原町リサイクルヤード	約 150m ²	資源ごみ
糸満市・豊見城市清 掃施設組合	糸満市、豊見城市	ごみ焼却施設	200 t/24h	可燃ごみ
		灰溶融施設	22 t/日	可燃残渣
		粗大ごみ処理施設	30t/日	不燃ごみ・粗大ごみ
島尻消防、清掃組合	南城市(玉城、知念、 大里)、八重瀬町	ごみ焼却施設	40 t/8h	可燃ごみ
		不燃物資源化設備	7 t/日	不燃ごみ
		粗大ごみ処理ヤード	—	粗大ごみ
		ストックヤード	約 650m ²	資源ごみ
東部清掃施設組合	南城市(佐敷)、与 那原町、西原町	ごみ焼却施設	98t/24h	可燃ごみ
		不燃物処理施設	10 t/日	不燃ごみ

(4) 最終処分計画

最終処分は、資源化や減容化等の中間処理後の残渣について、埋立を行うことであり、ごみ処理の最終過程である。ただし、埋立処分が終了しても、最終処分場からはごみの層を通過した汚水（浸出水）やごみ中の有機成分の分解過程で生成するガスが発生し、これらの汚水の水質等が一定の基準を満たすまでは最終処分場を管理し続ける必要がある。

現在、南部地区 6 市町では、最終処分場の整備に向け取り組んでおり、島尻環境美化センター敷地を含む用地への最終処分場建設を予定している。

① 最終処分の方法

可燃ごみの焼却残渣や溶融飛灰、不燃ごみ、粗大ごみ及び粗大ごみの処理残渣については、最終処分を行っていくものとする。

② 最終処分施設の概要

一般廃棄物の最終処分は、管理型最終処分場に行う必要があり、その構造は、埋立廃棄物を通過した汚水が地下に浸透しないように底部にシートや粘土等を敷き、発生する汚水については浸出水処理施設において処理を行う等の構造を有するものである。

南部地区 6 市町において整備する最終処分場についても、この管理型最終処分場である。なお、管理型最終処分場には従来から整備されてきたオープン型と埋立地を屋根等の被覆設備で覆うクロードシステム型があり、南部地区 6 市町において整備する最終処分場はクロードシステム型で検討しているところである。